

## 建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等に係る論点案

### I 石綿の事前調査等の作業開始前の措置について

#### 1 石綿の事前調査

##### (現状と課題)

- 1) 石綿障害予防規則（以下「石綿則」という。）第3条第1項において、石綿含有建材の事前調査は、「当該建築物、工作物又は船舶について、石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査」することとし、「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する指針」（技術上の指針公示第19号。以下「指針」という。）において、事前調査は、「石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者」が行うよう示し、通知において、こうした者には、平成25年国土交通省告示（注1）に基づく講習を修了した建築物石綿含有建材調査者、石綿作業主任者技能講習修了者のうち石綿等の除去等の作業の経験を有する者、（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録された者が含まれるものと例示してきたが、調査を行う者の要件を明確に示していない。

また、石綿含有建材の事前調査に関する知見、ノウハウ等の集積等により、適切な事前調査のためには、石綿に関し一定の知見等を有する者が行うことが従前以上に求められている。

（注1）建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成25年国土交通省告示第748号）。平成30年10月23日に廃止。

- 2) 解体業者が4万社を数え、今後石綿含有建築物の解体が増加することが見込まれる中、平成25年国土交通省告示に規定する建築物石綿含有建材調査者は999人（平成29年度末時点）、（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録された者は116人（平成30年10月時点）のほか、石綿作業主任者技能講習修了者は約16万人（平成29年度末時点）であるが、解体業者の約4割に石綿作業主任者技能講習修了者が不在との調査結果があるなど、解体業者は必ずしも十分な調査能力を有する者を確保していない状況にあると考えられる。
- 3) 事前調査の方法（範囲）についても、指針において、「建築物に使用されている建材等の使用箇所、種類等を網羅的に把握できるよう行うこと」とされ、また、「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル [2.20版]」（平成30年3月厚生

労働省)等において、「解体・改修等を行うすべての建材が対象であり、必要がある場合は切断等による取り壊し等も行うこと」などとされているが、必ずしも、石綿則第3条の調査として行うべき具体的方法(範囲)は示されていない。

- 4) このような中、「アスベスト対策に関する行政評価・監視」(平成28年5月総務省。以下「総務省勧告」という。)において、石綿含有建材の調査が不十分で必要な措置を講じずに解体等が行われている事例が示されるなど、適切な事前調査の徹底が必要な状況が見られ、問題事案の発生の要因には、①事前調査者の建築物や石綿建材に関する知識不足、②調査を行うべき方法に関する認識不足などが挙げられている。

また、総務省勧告では、工事関係者間で事前調査結果に関する情報等が適切に共有されず、適切なアスベスト飛散・ばく露防止措置が講じられないまま解体等工事が進められた事例も複数指摘されている。

#### 総務省勧告の抜粋(平成29年5月)

##### 【調査が不十分と思われる事案】

- ▷ 新聞情報や区市等・労基署が把握している情報を基に、総務省が16都道府県を対象に平成22年4月から平成27年7月までに行われた解体等工事であって、いわゆるレベル1～2の石綿建材が事前調査で適切に把握されずに工事が開始された事例等を調査したところ、該当するものが52件確認された。

また、29件は石綿含有建材の使用が判明した後も、飛散・ばく露防止措置が適切に講じられないまま石綿除去等作業が進められた。4件は石綿の使用が判明したが、その情報が工事関係者間で共有されなかったため、飛散・ばく露防止措置が講じられないまま解体等工事が進められた(調査①)。

- ▷ いわゆるレベル3の石綿建材について作業実施前の届出を義務づけている川崎市が、平成25年度から平成26年度までに当該届出のあったすべての工事現場に立入検査を行った結果、届出のあった箇所以外にもレベル建材が発見された、いわゆる届出漏れの割合が6割前後に及んでいる(調査②)。

##### 【調査が不十分となっている要因】

- ▷ 事業者の知見不足に起因するもの(調査②の多く)
- ▷ 設計図書の確認や外側からの目視のみでは確認できない箇所に係る事前調査が不十分であったこと等により、アスベスト含有建材を把握していなかったもの(調査①の52件中32件)
- ▷ 発注者から受注した事業者に対するアスベスト含有建材の使用状況に関する不適切な説明等により、事業者が事前調査を適切に行わなかったもの(調査①の52件中10件)
- ▷ 工事関係者間で事前調査結果に関する情報等が適切に共有されず、適切なアスベスト飛

散・ばく露防止措置が講じられないまま解体等工事が進められたもの(調査①の 52 件中 7 件)

## (対策の見直しに関する論点案)

- 5) これらを踏まえて、①石綿則第 3 条第 1 項に基づく石綿の事前調査の適切な実施の徹底を図るため、法令上の義務となる事前調査の方法(範囲)を一層明確にすること、

また、②石綿含有建材を使用する建築物の解体等が今後が増加することも念頭に、適切な能力を有する事前調査者が着実に育成・確保されるよう、事前調査者の具体的な要件等を明確にするとともに、能力修得のための講習制度等を整備することが必要ではないか。

③石綿の事前調査の徹底のため、石綿の有無にかかわらず、特定の建材等の解体作業等については、届出を求めることとしてはどうか。(詳細は「Ⅱ 事業者に対する指導等(解体業者等からの届出及び記録)について」に記載)

また、④石綿の事前調査結果の概要は、揭示の義務が課されているが、解体等の作業を行う労働者が石綿含有建材の場所等の詳細情報を共有し具体的に確認できるよう、現場への事前調査結果の備え付けを求めているかどうか。

(参考)平成 30 年 10 月 23 日に制定した「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」(平成 30 年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第 1 号)に伴い、新制度の講習修了者である特定建築物石綿含有建材調査者及び建築物石綿含有建材調査者を「石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者」として示した。また、平成 25 年国土交通省告示の建築物石綿含有建材調査者は、新告示において特定建築物石綿含有建材調査者とみなすこととした。

(参考資料 3)

## 2 石綿含有分析

### (現状と課題)

- 1) 石綿則第 3 条第 2 項において、建築物の解体等を行う際、事前調査で石綿使用の有無が不明だった場合は、分析を行うとされ、指針において、石綿の含有分析は、「十分な経験及び必要な能力を有する者が行うこと」と示し、通知において、公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定される A ランク又は B ランクの認定分析技術者(平成 29 年度現在 397 人)、一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修(建材定性分析エキスパートコース)修了者」(平成 29 年度

現在 16 人)、「建材中のアスベスト定性分析技能試験(技術者対象)合格者」(平成 29 年度現在 48 人)、「アスベスト分析法委員会認定 JEMCA インストラクター」(平成 29 年度現在 13 人)が含まれることと示しているが、分析を行う者の要件が明確に示されていない。

- 2) このような中、石綿分析を行っている者の中に、十分な基礎知識の無い者が散見されるなど、必ずしも、必要な能力を有する者が分析を行っていない状況にある。

#### (対策の見直しに関する論点案)

- 3) これらを踏まえて、石綿含有建材を使用する建築物の解体工事が今後増加することも念頭に、適切な能力を有する分析者が着実に育成・確保されるよう、分析者の具体的な要件等を明確にするとともに、能力修得のための講習制度等を整備することが必要ではないか。

## Ⅱ 事業者に対する指導等（解体業者等からの届出及び記録）について

### （現状と課題）

- 1) 床面積 80 m<sup>2</sup>以上の建築物の解体が、年間約 20 万件であるなど、網羅的な解体現場の指導は困難な状況にある。
- 2) 一方、解体業者の石綿作業主任者の選任、石綿健康診断の実施などが徹底されていないなど、約 4 万社の解体事業者の石綿則に基づく基本的な管理対策が必ずしも徹底されていない状況にある。

また、建築物の解体等における対策は、工場等での対策と異なり、解体後においては石綿の事前調査やこれに対応した対策を実施したか否かを確認することが困難であり、解体業者にとって適切に対策を実施しようとする動機付けが働きにくい状況にある中、全く必要な石綿ばく露防止対策を取らず、解体が行われている事例が複数指摘されるなど、解体業者の石綿対策の実施を確保するための環境整備が課題となっている。

### （対策の見直しに関する論点案）

- 3) これらを踏まえ、次の 4) のとおり事前調査の結果の記録の保存等を義務づけ、主に解体業者の店社（事務所）への指導を行うとともに、店社への指導結果その他の状況から石綿ばく露防止対策について問題のおそれがある解体業者の解体現場などに対して指導を行うことが必要ではないか。

また、石綿に関して違反を繰り返す解体業者等の公表を行うなどにより、対策の強化を図ることが必要ではないか。

- 4) さらに、①石綿則第 35 条に基づく従事労働者の記録の作成や石綿則第 40 条に基づく石綿健康診断の対象者の特定を適切に行うための基礎資料として、また、②行政による店社に対する指導において関係書類として検査できるようにし、解体業者等が適切に石綿ばく露防止対策を講じる動機付けするため、解体等現場ごとに、

- ・石綿含有建材の事前調査の結果の記録
- ・作業計画に基づく石綿発散防止・ばく露防止に関する作業の状況や石綿作業の従事労働者氏名等の記録

を行い、これを保存することが必要ではないか。

- 5) 上記の店社指導を行うほか、現場への立入りにより解体等前に石綿の事前調査の実施状況を確認し、又は解体等作業中に事前調査結果に応じた石綿ば

く露防止対策を実施しているか否かを確認することもできるよう、解体等の工事前に、工事に関する一定の情報を記載した簡易な届出（事前調査で把握した石綿含有建材の種類等）を提出することを求めています。

その際、当該簡易届出の対象としては、いわゆるレベル1～2の石綿含有吹付け材や保温材等が事前調査で適切に把握されずに工事が開始された事例が散見されており、石綿を含有する場合にリスクが高いこと等から、石綿含有建材の有無にかかわらず、これらの石綿含有の吹付け材や保温材等の除去等を伴うおそれのある解体・改修工事については届出対象としてはどうか。

また、規模の大きい建物ほど石綿含有建材が使用されている可能性が高いことや事業者の利便性も考慮しつつ、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）では建築物の解体工事（床面積80㎡以上）などにおいて発注者又は自主施工者から都道府県知事等に対して特定建設資材への石綿を含む付着物の有無等を届出させていることも踏まえ、建設リサイクル法の届出対象と同じ解体工事なども対象とするとともに、一定の情報（把握した石綿含有建材の種類、事前調査の実施者氏名、石綿含有建材に対する石綿発散防止・ばく露防止対策の内容など）を記載事項とし（注2）、解体等工事を行う事業者が提出することとしてはどうか。

新たな簡易届出は、利便性等の観点から、電子化を最大限促進すべきではないか。

（注2）WGでの意見を踏まえた様式案（参考資料4）参照

- 6) さらに、耐火建築物・準耐火建築物におけるいわゆるレベル1の石綿含有吹付け材の除去は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第88条に基づく14日前までの計画届の対象であり、隔離措置等が不十分な場合は、計画変更命令等が可能であるが、それ以外のいわゆるレベル1～2の石綿含有保温材等の除去等は石綿則第5条に基づく事前の作業届の対象としている。

しかしながら、平成18年、平成21年、平成26年の石綿則6条等の改正により、いわゆるレベル2の石綿含有保温材等の除去等作業も、いわゆるレベル1の石綿含有吹付け材と同様の隔離措置が原則必要となったこと、また、隔離措置の徹底が必要であること等から、いわゆるレベル1～2の除去等作業は、安衛法第88条に基づく計画届の対象に変更してはどうか。

- 7) また、届出の内容は、届出の徹底や解体業者のばく露防止対策の徹底を図る観点から、個人情報保護等の観点にも留意しつつ、積極的に公開することが望ましいのではないか。

### Ⅲ 建築物の解体・改修等の作業上の措置について

#### 1 隔離以外の石綿作業現場

##### (現状と課題)

- 1) レベル3の隔離が不要な石綿作業現場においては、石綿則において、湿潤化（著しく困難な場合を除く。）や呼吸用保護具の着用などを義務づけている。

また、指針において作業に応じた呼吸用保護具の選択、飛散防止養生を、「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル [2.20版]」において堆積した粉状の石綿の除去について、指導・勧奨をしている。

※その他、石綿建材等を貯蔵等する際の包装等による飛散防止措置、洗身の設備等の設置、工具や保護具等を作業場外に持ち出す前の付着物の除去も義務づけ

- 2) しかしながら、近年の測定では、石綿含有成形板の除去作業（隔離不要）において、床面に堆積した粉じんの再飛散や不十分な湿潤化等が原因で、高濃度で石綿が発散した事例が確認されるなど、石綿発散防止・ばく露防止対策が必ずしも徹底されていない。

##### (対策の見直しに関する論点案)

- 3) これらを踏まえて、作業に伴う堆積石綿粉じんの再飛散を防止するための清掃作業、湿潤化作業などの実施の徹底などが必要ではないか。

#### 2 隔離を行う石綿作業現場

##### (現状と課題)

- 1) いわゆるレベル1～2の石綿含有建材の除去作業等を行う場合においては、健康リスクが高い作業であることから、石綿則第6条において、当該作業場所を他の作業場所から隔離し、集じん・排気装置を設置し、負圧に保つこと、また、隔離の徹底を確保するため、当該作業場所で初めて作業を行う前に集じん・排気装置の排気口からの石綿漏えいの有無を点検するとともに、その日の作業を開始する前に負圧保持を確認することなどの隔離・漏洩防止措置を義務づけるなどしている。

- 2) しかしながら、依然として石綿則第6条違反が跡を絶たず、また、吹付石綿除去等の隔離現場（集じん・排気装置使用）で石綿漏洩事例が散見されるなど

の状況にある。

- ▷ 平成 26 年 6 月以降(前回の改正石綿則・大防法の施行後)に厚生労働省又は環境省が測定を行った 31 現場(隔離)中 7 現場において隔離空間外部で石綿が検出されている。(7 現場とも前室付近で石綿を検出)
- ▷ 平成 26 年 6 月以降に地方公共団体が測定を行った現場(隔離)のうち 9 現場において隔離空間外部で石綿が検出されている。(集じん・排気装置の外側付近 4 現場、敷地境界測定のため漏えい箇所不明 5 現場)

- 3) さらに、石綿含有吹付け材の除去作業等において、石綿を取り残し、隔離を解く事案も散見される。

#### (対策の見直しに関する論点案)

- 4) これらから、石綿則等に基づく上記の隔離・漏洩防止措置の徹底が必要ではないか。

また、これまでの石綿則第 6 条の改正により隔離措置等が必要となった石綿則第 5 条(作業届)の作業は、計画届の対象に変更することにより、これまでの「あらかじめ」ではなく、仕事の開始の「14 日前まで」に提出されるようにし、隔離措置等が不十分な場合は、事業者に対する計画変更命令及び発注者への勧告・要請が可能としてはどうか(「II 事業者に対する指導等(解体業者等からの届出及び記録)について」での論点の再掲)。

計画届に変更する場合には、併せて、望ましい計画届の作成に参画する者を示し適切な隔離措置等の徹底を図ってはどうか。(「II 事業者に対する指導等(解体業者等からの届出及び記録)について」での論点の再掲)

- 5) さらに、石綿含有吹付け材の除去作業等における隔離解除の際の石綿の取り残しを防止するため、事業者が、一定の知見を有する者を活用して取り残しの有無を確認するよう求めることは必要ないか。



## IV その他の石綿対策について

### 1 吹きつけ材について

#### (現状と課題)

- 1) 石綿則第3条第2項において、石綿等が吹き付けられていないことが明らかである場合において、石綿含有の有無を調査せずに石綿ばく露防止措置を講じる「みなし規定」がある。
- 2) しかしながら、吹きつけ材の石綿の含有が推定できる場合があること、工期の関係から分析を行わず、隔離等の対策を行うことが求められる場合があること等により、一律に分析を求めることによる弊害が指摘されている。

#### (対策の見直しに関する論点案)

- 3) これらを踏まえて、吹きつけ材についても、石綿ばく露防止、発散抑制措置の水準を維持した上で、石綿含有の分析を行わず、石綿が含有しているとみなして、隔離等の対策を講じることを可能としてはどうか。

### 2 建築用仕上塗材

#### (現状と課題)

- 1) 石綿則第6条に規定する「吹き付けられた石綿等」については、平成17年の通知において、吹き付け石綿のほか、石綿含有ロックウール吹き付け材、石綿含有バーミキュライト吹き付け材、石綿含有パーライト吹き付け材が含まれると示しているほか、これら以外の建築用仕上塗材についても、吹き付けられているものは、「吹き付けられた石綿等」として石綿則第6条に規定する隔離等の措置又は同等の措置の適用がある。吹き付けられていない建築用仕上塗材は同条の適用はないが、吹き付けられたものか否かにかかわらず、これら建築用仕上塗材の除去等においては、他の「吹き付けられた石綿等」の飛散状況とは異なる事例が把握されている。(参考資料5参照)

#### (対策の見直しに関する論点案)

- 2) 上記の建築用仕上塗材は、吹き付けられたものか否かにかかわらず、「吹き付けられた石綿等」の飛散状況とは異なる事例があることを踏まえ、建築用仕

上塗材の除去等の際のばく露防止措置等について整理することとしてはどうか。

### 3 その他

石綿ばく露防止対策等の推進においては、引き続き、大気汚染防止法など関係法令等との整合性の確保及び連携が必要ではないか。